

西宮市肢体不自由児者父母の会規約

昭和39年7月18日施行
昭和42年6月10日改正
昭和48年6月11日改正
昭和49年6月11日改正
昭和57年5月17日改正

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は西宮市肢体不自由児者父母の会と称し(略称「父母の会」という)、事務所を西宮市津門川町2-28西宮市福祉会館内におく。

(組織)

第 2 条 本会は、原則として、西宮市に在住する肢体不自由児者を持つ父母を会員として組織する。ただし、西宮市外に在住する肢体不自由児者の父母が希望する場合は、理事会の承認を得て会員となることができる。

(目的)

第 3 条 本会は、会員相互間の信頼と連帯に基づき、肢体不自由児者の療育の促進及び福祉の増進を図り、その社会的自立に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 肢体不自由児者の社会啓発に関する事項
2. 肢体不自由児者の医療、療育、療護、教育及び社会参加の充実に関する事項
3. 父母の会の強化発展に関する事項
4. 友誼団体及び関係機関との連携強化に関する事項
5. その他目的達成に必要な事項

(機関)

第 5 条 ① 本会は、次の機関をおく。
1. 総会
2. 理事会
3. 三役会
4. 委員会
② 総会は、本会最高の決議機関であって、毎年1回、事情年度終了後2ヶ月以内に会長が招集して定時総会を開催する。
③ 理事会は、総会に次ぐ決議機関で、かつ本会の執行機関であって、会長副会長、会計理事、理事、会計監事をもって構成し、原則として、毎月1回会長が招集して開催する。ただし、会長又は理事会構成員の過半数が必要を認めたときは、随時招集することができる。
④ 三役会は、会長、副会長及び会計理事をもって構成し、緊急を要する事項について、決定及び執行することができる。この場合において、会長は、事後速やかに理事会に報告し、その承認を受けなければならない。

⑤ 委員会は、会長又は理事会の諮問機関であって、理事会構成員及び会員の中から選任した委員をもって構成し、諮問事項について審議し、答申するものとする。

(役員)

第 6 条 ① 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	若干名
会計理事	2名以内
理事	若干名
会計監事	2名以内

② 本会の役員は、総会の承認を得て選任する。役員の選任に際しては、西宮・播磨養護学校在籍児、普通学校在籍児、学校卒業者、青葉園在籍者、わかば園在籍児及びその他肢体不自由児等各区分に属する児者の数を勘案して、その人数を理事会において決定するものとする。ただし、必要ある場合は、各区分に属さない非会員の内から役員を選任することができる。

③ 役員の任期は、次のとおりとし、再任を妨げない。

会長	2年
副会長	2年
会計理事	2年
理事	1年
会計監事	2年

ただし、役員に欠員が生じた場合は、当該役員の任期は、補充選任でき理事会の承認を得て、前任者の残余期間とする。るものとし、

(役員の職務)

第 7 条 本会の役員の職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表して会務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を行い、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 会計理事は、本会の財産を管理し、会計事務を処理する。
4. 理事は、理事会の構成員として、本会の事業について審議し、会務を執行する。
5. 会計監事は、本会の財産の管理及び会計について監査する。

(名誉会長等)

第 8 条 ① 本会に名誉会長、顧問又は相談役をおくことができる。

② 名誉会長は、本会の事業推進に特に著しい貢献があり、かつ障害福祉の拡充に社会的影響力を有する者とし、理事会が推薦し、総会の決議を持って委嘱する。

③ 顧問は、本会の事業推進に、有用な助言又は協力を期待できる者とし、理事会の決議により会長が委嘱する。

④ 相談役は、本会の事業推進に特に功労があった者とし、理事会の決議により会長が委嘱する。

- ⑤ 名誉会長、顧問又は相談役は、本会の重要な事業について、会長の諮問に応じ、若しくは理事会又は三役会に出席して意見を述べることができる。
- ⑥ 名誉会長、顧問又は相談役の委嘱は、本会の会員に限定しない。

(表 彰)

- 第 9 条
- ① 本会の事業推進に貢献のあった者又は団体で、次の各号の一に該当するときは、理事会の決議により表彰するものとする。
 1. 長年にわたり、誠意に本会の事業推進に努め、功労のあった者
 2. 本会の事業推進を通じて、障害福祉について社会的功績があり、本会の名誉となつた者
 3. 長年にわたり、本会の事業推進に協力し、障害福祉の拡充に貢献のあった者又は団体
 4. 本会の事業推進に必要な経済的貢献のあった者又は団体
 - ② 表彰は、賞状又は感謝状をもって行い、副賞として賞品を付することができる。

(会 計)

- 第 10 条
- ① 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充当する
 - ② 本会の会費は、別に定める。会費の改定は、理事会の議を経て総会の承認をもって行う。

(事業年度)

- 第 11 条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

- 第 12 条
- ① 本会の会計は、事業年度終了後速やかに会計監事による監査を行い、定期総会に報告する。
 - ② 会計監事は、本会の会計を隨時監査することができる。

(細 則)

- 第 13 条 この規約に定めのない細則は、理事会の決議を経て別に定める。

(規約の改正)

- 第 14 条 この規約の改正は、理事会の決議を経て、総会の決議により行う。

付則

- この規約の改正は、昭和57年5月17日から施行する。